

○桜井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月28日条例第27号

改正

平成29年3月30日条例第10号

桜井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限

度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に規定する施行の日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日条例第10号抄)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定

	めるもの
2 市長	心身障害者及び難病患者等に対する福祉電話等の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	知的障害及び精神障害者における成年後見制度の審判請求手続き及び費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定等に基づくやむを得ない事由に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者に対する軽度生活援助サービスの実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	理美容店へ行くことが困難な高齢者等に対する訪問理美容サービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	ひとり暮らしの高齢者に対する訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者ふれあい訪問事業に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険利用者に対する利用者負担額の減額に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	介護保険利用者に対する介護保険料の徴収及び減免に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	生活困難者に対する介護サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	高齢者に対する家族介護用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	障害者又は特別障害者としての認定に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	高齢者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの

16	市長	高齢者に対する福祉電話等の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
17	市長	認知症高齢者における成年後見制度の審判請求手続き及び費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
18	市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による未熟児養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの
19	市長	桜井市乳幼児・小児等医療費助成条例（昭和48年10月桜井市条例第27号）による乳幼児・小児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
20	市長	桜井市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月桜井市条例第25号）によるひとり親家庭の親子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
21	市長	桜井市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年3月桜井市条例第1号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
22	市長	桜井市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月条例28号）による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
23	市長	福祉医療費資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
24	市長	国民健康保険未加入者に対する国民健康保険額の試算に関する事務であって規則で定めるもの
25	教育委員会	高等学校奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
26	教育委員会	私立幼稚園就園奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
27	教育委員会	市立小中学校に在籍する就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	精神障害者に対する医	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条

療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	桜井市心身障害者医療費助成条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する情報(以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	桜井市乳幼児・小児等医療費助成条例による乳幼児・小児等に対する医療費の助成に関する情報(以下「乳幼児・小児等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	桜井市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭の親子等に対する医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	桜井市重度心身障害老人等医療費助成条例による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害老人等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの

2 市長	心身障害者及び難病患者等に対する福祉電話等の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	知的障害及び精神障害者における成年後見制度の審判請求手続き及び費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	老人福祉法の規定等に基づくやむを得ない事由に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	桜井市軽度生活援助サービスの実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	理美容店へ行くことが困難な高齢者等に対する訪問理美容サービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	ひとり暮らしの高齢者に対する訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者ふれあい訪問事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険利用者に対する利用者負担額の減額に関する事務であって	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	規則で定めるもの	
11 市長	介護保険利用者に対する介護保険料の徴収及び減免に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	生活困難者に対する介護サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	高齢者に対する家族介護用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	障害者・特別障害者としての認定に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	高齢者に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	高齢者に対する福祉電話等の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	認知症高齢者における成年後見制度の審判請	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	求手続き及び費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	母子保健法による未熟児養育医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 養育医療の給付に関する情報（以下「養育医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
19 市長	桜井市乳幼児・小児等医療費助成条例による乳幼児・小児等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険への加入状況や高額に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの 児童手当情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの 心身障害者医療費助成関連情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		<p>重度心身障害者医療費助成関連情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>精神障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「精神障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
20 市長	<p>桜井市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>乳幼児・小児等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>精神障害者医療費助成関連情報であって規則で定めるもの</p>
21 市長	<p>桜井市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

		もの
		乳幼児・小児等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関連情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者医療費助成関連情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	桜井市重度心身障害老人等医療費助成条例による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児・小児等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関連情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者医療費助成関連情報であって規則で定めるもの

23 市長	福祉医療費資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	国民健康保険未加入者に対する国民健康保険額の試算に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報紹介機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	市立小中学校に在籍する就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助費	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	の支給に関する事務であ って規則で定めるもの		地方税関係情報であ って規則で定めるも の
--	---------------------------	--	-----------------------------